

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「総親和、総努力による顧客主義・品質主義・人間主義を基本として社業の発展を図り社会に貢献する」ことを経営理念とし、常に「顧客」・「株主」ひいては「社会」にご満足いただけるサービスや新しい価値を提供し続けられる企業として、企業価値の向上を目指しております。こうした企業価値の向上のため意思決定の迅速化や監督機能の強化等の体制構築を進める等、企業の社会性の観点から経営の健全性・公平性・透明性の充実にその重要課題として取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
常磐開発株式会社	6,365,735	8.00
大成建設株式会社	5,651,000	7.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,611,000	4.54
財団法人常磐奨学会	2,670,990	3.36
株式会社みずほコーポレート銀行	1,887,000	2.37
明治安田生命保険相互会社	1,878,000	2.36
みずほ信託銀行株式会社	1,827,000	2.30
株式会社損害保険ジャパン	1,686,000	2.12
太平洋セメント株式会社	1,601,545	2.01
王子製紙株式会社	1,550,250	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社みずほコーポレート銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社から、平成23年2月9日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年1月31日現在で、株式会社みずほコーポレート銀行の保有株式数が、1,887,000株、みずほ信託銀行株式会社の保有株式数が、2,753,000株である旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役員の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査を有効かつ効率的に実施するため、監査役は会計監査人の監査日程に基づき定期的に会計監査人と情報交換するとともに、会計監査人が実施する各事業部・グループ会社監査に立ち会うなど、緊密な連携を図っております。内部監査部門として、当社は内部監査室を設置しております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき毎年監査計画を策定して業務・会計に互り、法令・定款および社内の諸規程に従って業務活動が適正かつ効率的に行われているか監査を行い、監査結果書を作成しております。この監査結果は、すべて監査役に報告するとともに意見・情報の交換をするなど、監査役の監査実施を有効なものとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
上本 壽雄	公認会計士								○	
岡 稔	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			会計に関する専門家であり、会計監査の経験も長く、効果的な監査を実施することが可能と判断したためであります。

上本 壽雄	○	公認会計士・独立役員	また、公認会計士として会計監査の経験を活かし、当社グループに対し公正・中立な独立した立場から、客観的で適切な監査が期待できることから、独立役員として一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
岡 稔	—	—	複数の会社の経営に携わっている経験から、経営の専門家としての広い視点からの監査が可能となると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

下記【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額
 取締役 9名 101百万円
 監査役 4名 36百万円

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成21年6月26日開催の第91回定時株主総会において、固定報酬枠と業績報酬枠に区分し、固定報酬枠として年額1億10百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)、変動報酬枠として当該事業年度の連結当期純利益の3%以内の合計額と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第84回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役に対する報酬は、基本報酬として固定報酬年額1億10百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする毎月の定期同額給与と年1回の業績連動給与(30百万円を限度)によって構成します。
 なお、平成24年3月期の業績連動給与の計算式は以下のとおりであり、無配の場合は業績連動報酬は不支給といたします。

$$\text{業績連動給与} = \text{連結当期純利益} \times 2.5\% \times \text{各取締役のポイント} / \text{取締役のポイント合計}$$

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは、内部監査室において行う体制としております。
 また、会計関係に関する情報・書類その他監査上必要な資料等の提供については、管理本部にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行及び監督の機能に係る事項

取締役会は、取締役9名と少数で構成され、重要事項の決定を行い取締役の業務の執行状況を監督しております。
 取締役会は最低毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催する等機動的な意思決定がなされております。

また、業務執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と執行機能とを分離し取締役会及び取締役の機能を強化することで意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行に係る権限の移譲により責任を明確化してコーポレート・ガバナンスを強化し、機動的な業務執行を可能とする経営体制を構築しております。

(2) 監督機能に係る事項

・内部監査の状況

内部の監査体制として内部監査室を設置し、業務執行の状況につき法令及び定款並びに社内規程に基づいて適法適正に行われているかの監査を計画的に実施しております。
その結果は、その都度代表取締役及び監査役に報告され、代表取締役及び監査役はその実態を把握し、業務の執行を監視するとともに必要に応じて改善指示等が行われる体制を採っております。

・監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名で構成され、うち2名は公認会計士を含む社外監査役であります。
監査役は取締役会をはじめとする経営上の重要な会議に出席し適宜意見を述べるほか、内部監査室監査と連携する等当社のみならず子会社を含めたグループ各社の業務執行の監査を行っております。

・会計監査の状況

当社の会計監査を担当する会計監査人として、新日本有限責任監査法人と契約を締結し会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に関わる補助者の構成は以下の通りです。

なお、監査法人及び当社監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 内田 英仁、出口 賢二

監査業務の補助者の構成

公認会計士5名、その他12名

(3) グループ会社の業務執行機能に係る事項

グループ会社に関しましては、随時経営状況の報告を受ける体制を採っており、また定期的にグループ会議を開催し、各社の事業状況の報告や今後の事業方針等の意見交換を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、社外取締役を選任していませんが、財務会計に関する専門的な知見を有する社外監査役および企業経営に精通している社外監査役の2名を選任しており、それぞれ職歴、経験、知識等を活かし、専門的見地から適法性監査や経営全般に関する客観的視点での監査を行っており、外部的な視点からの業務執行に対する監督機能は十分に果たし得るものと判断しております。
したがって、当社は社外監査役による公正・独立の立場で、取締役の業務執行に対し有効適切な監視を行う等客観性と中立性を確保した体制を整えていることから、実効性ある経営監視が期待できるものと考えており現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告の記載事項について、映像を使用したビジュアル化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報他適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員：取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生 事務連絡責任者：総務部マネージャー 藁谷 哲也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成20年12月に「常盤興産グループ企業行動憲章」を策定し、ステークホルダーとの信頼獲得、取引の公正、法令遵守を図るとともに、「コンプライアンス管理規程」「個人情報保護規程」「内部通報規程」等を制定しております。
その他	地域の行事、ボランティア活動への積極的参加等地域貢献活動を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり決定しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
取締役会決議にて委嘱された業務につき、「稟議規程」、「取締役会規程」等社内規程に基づいて決裁・決議された事項を適正に執行し、その状況は、毎月取締役会に報告いたしております。
また、内部監査室を設置し、執行の適正性・適法性を確保しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録、稟議書、各種契約書等業務の執行に関する文書を「文書取扱規程」等に基づき保存・管理しております。
また、諸規程の改定は必要に応じて実施しておりますが、年1回年度末に見直し整備を行うこととしております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行い、各部内の所管業務に付随する安全衛生等のリスク管理は当該部内が行うこととし、さらに内部監査室による定期的監査が実施されております。
また、「リスク報告規程」に基づきリスク発生後速やかに報告することとし、一定の重要な事項についてはコンプライアンス委員会において再発防止策等を含めた報告を行い、適宜承認を受けております。
重大なリスクに対しては、対応する責任者を設け顧問弁護士等の助言を得るなどして、迅速・適切に解決する体制を採っております。
さらにインサイダー取引については、社内指針を設け、厳格に遵守することとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会決議事項は、原則として予め社長、専務、常務並びに担当取締役により構成される付議内容検討会議を経た上で上程され、決議執行されております。
取締役会は月1回定時に開催し、必要に応じて臨時に開催されるものとし、経営方針・戦略等に関する重要事項については事前に社長、専務、常務並びに所管取締役により構成されるメンバーにおいて審議いたします。
また、取締役会において取締役および執行役員職務分掌を決議し、規程に基づき権限分配を行っております。
さらに、業務執行役員制度により、意思決定および監督機能と執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速化を図るとともに、権限委譲により機動的な業務執行を可能とする経営体制を構築することとしております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「稟議規程」、「就業規則」等の各種社内規程に基づき職務の執行を行っており、この職務執行の適法性を確保するため、内部監査室による監査が行われ、その内容は社長に報告され、是正される体制を整えております。
また、法令違反等コンプライアンスに関する重要事実を発見した場合、取締役は監査役に報告することとし、さらに社外を含めた複数の通報窓口を設置する外、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととしております。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社の管理運営を行う外、内部監査室による監査によって、業務の適正性及び適法性を確保しております。
子会社が、当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反する等コンプライアンス上問題があると認めた場合、内部監査室に報告し、内部監査室は監査役に直ちに報告することとします。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に属する使用人がその任に当たることとします。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、使用人の任命、異動等の人事権に関する事項については、監査役と事前に協議することとします。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役会において毎月業務執行状況を報告することとしており、社長決裁稟議についてはすべて監査役に報告する体制をとっております。
また、年度計画に基づき各事業部の監査役監査が実施され、適正に報告しております。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査室及び会計監査人と情報交換するとともに、会計監査人が実施する各事業部監査に立ち会うなど緊密な連携を図っております。
監査役会は代表取締役と定期的に意見交換を行うこととしております。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、適正な財務報告を確保するために「財務報告にかかる内部統制基本方針」及び「常磐興産グループ内部統制規程」を定め、その体制整備・運用を行うとともに、整備・運用状況を評価するために内部統制所管部門を設置し、進捗状況を適時に取締役会に報告する体制を採っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体等から講習会などを通じ情報収集を行うとともに、事案発生に備え、警察や弁護士等の外部の専門機関と密接に連携して速やかに対処できる体制の構築に努めてまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社では、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合、投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める「適時開示規則」、その他各法令・規則に則って、迅速な情報開示を行うとともに、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、積極的に開示してまいります。
また、当社及びグループ各社従業員に対しては、「常磐興産グループ企業行動憲章」において、企業情報の開示に関し、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」と規定し、本憲章を遵守した行動の徹底を図っております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社では、適時開示等の情報開示について、管理本部を担当部署として以下の体制により対応しております。

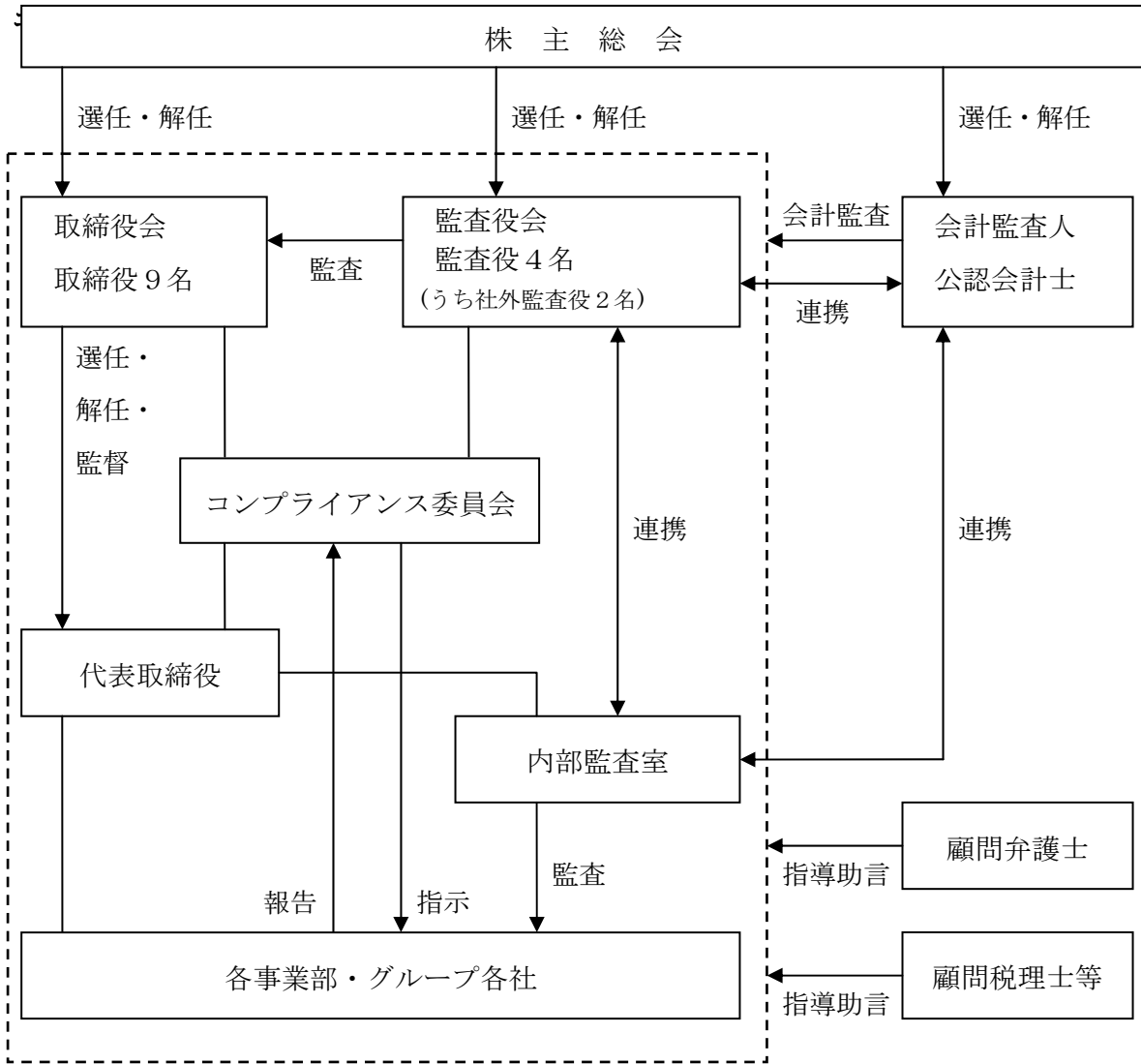
(1) 情報収集、適時開示判定

当社並びに子会社の重要な決定事実・発生事実及び決算情報に関しては、全て管理本部を通じ、社長まで報告することとなっており、「有価証券上場規程」等に照らし、適時開示情報に該当するか否かの判断を行います。
情報の収集および管理は、管理本部長が情報取扱責任者として、「稟議規程」・「グループ会社管理規程」・「常磐興産グループリスク管理規程」等規程に基づき、当社並びに子会社等の稟議や各種報告を一元管理し、取締役会に付議する手続きを行います。
また、適時開示の対象となる情報等の開示は、総務部が窓口となって行います。

(2) 外部公表

重要情報が適時開示情報である場合、管理本部は社長にその旨報告し、取締役会等において開示内容の承認を得ます。承認後速やかに総務部を窓口として適時開示を行います。なお、開示内容については、当社顧問弁護士、公認会計士より、適宜助言・指導を受けております。

<コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制>



<適時開示に係る社内体制の概略図>

